

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	平成29年2月17日
【発行者の名称】	マスミューチュアル生命保険株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井本 満
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎二丁目1番1号
【電話番号】	03-6368-7330
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 城島 高明
【有価証券の種類】	社債
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	金5,500百万円
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、マスミューチュアル生命保険株式会社第6回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・特定投資家限定）を、平成29年2月27日にTOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書の提出状況】	当社は本特定証券情報の公表日時点において、有価証券報告書を提出しておりません。
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、金融商品取引法第27条の33において準用する金融商品取引法第21条第1項第1号及び金融商品取引法第27条の34において準用する金融商品取引法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠

償責任その他の一切の責任を負いません。

- 5 マスマニューチュアル生命保険株式会社第6回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・特定投資家限定）（以下「本社債」といいます。）を取得または買い付けた者は、その取得または買い付けた本社債を、特定投資家等以外の者に譲渡することはできません。ただし、①当社もしくは当社の特定役員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第1項第2号ハに定める特定役員をいいます。）若しくはその被支配法人等（同条第3項に定める被支配法人等をいいます。ただし、当社を除きます。）に対して譲渡する場合、または②当社の総株主等の議決権（金融商品取引法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいいます。）の100分の50を超える議決権に係る株式もしくは出資を自己もしくは他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合には、本社債を特定投資家等以外の者に譲渡することができます。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行社債】

銘柄	マスマチュアル生命保険株式会社第6回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・特定投資家限定）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,500百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金5,500百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	<p>(1) 平成29年2月24日の翌日から平成34年2月24日まで 年1.42%</p> <p>(2) 平成34年2月24日の翌日から平成39年2月24日まで 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライブーに1.50%を加算したものとする。</p> <p>(3) 平成39年2月24日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライブーに2.25%を加算したものとする。</p>
利払日	毎年2月及び8月の各24日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 利息支払の方法</p> <p>① 本社債の利息は、払込期日の翌日からこれをつけ、平成29年8月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各24日（以下「支払期日」という。）にその日までの前半か年分を支払う。ただし、払込期日の翌日から平成34年2月24日までの間において半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>② 本号①の規定にかかわらず、平成34年2月24日の翌日以降の本社債の利息を計算するときは、本社債の各社債権者が各口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。）に保有する各社債の金額の総額に、別記「利率」欄第(2)号及び第(3)号の規定に基づき決定される利率に当該支払期日の直前の支払期日の翌日から当該支払期日までの期間（以下「利息計算期間」という。）の実日数を分子とし360を分母とする分数を乗じて得られる値（小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。）を乗じることによりこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>③ 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>④ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注) 4. 劣後特約」に記載の劣後特約に従う。</p> <p>(2) 利払の停止</p>

①利払の任意停止

当社は、その裁量により、ある支払期日の20営業日前の日から10営業日前の日までの期間（以下「任意停止公告通知期間」という。）に、別記「（注）10. 公告の方法」に定める公告もしくはその他の方法により本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し通知を行うことにより、当該公告もしくは通知に係る支払期日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる（当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。）。ただし、当該支払期日に先立つ6ヶ月前の日から当該公告または通知を行う時点までに強制支払事由（下記②に定義する。）が発生している場合には、当該公告または通知を行うことはできない。なお、任意停止金額に対する利息は付さない。

②強制支払

本号①の規定にかかわらず、ある支払期日に先立つ6ヶ月間において、強制支払事由（下記（i）に定義する。）のいずれかが生じた場合は、当社は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限る。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該支払期日（当該支払期日に係る任意停止公告通知期間において本号①に基づく公告または通知が行われている場合、または強制支払事由が当該支払期日の10営業日前の日の翌日以降に発生した場合には、その次の支払期日）に、未払残高（別記「償還の方法」欄第（1）号に定義する。）（もしあれば）の支払とともに、当該支払期日（当該支払期日に係る任意停止公告通知期間において本号①に基づく公告または通知が行われている場合、または強制支払事由が当該支払期日の10営業日前の日の翌日以降に発生した場合には、その次の支払期日）に係る本社債の利息を支払うものとする。当社は、本号①に基づく公告または通知が行われている場合で、強制支払事由が生じた場合にはすみやかに、強制支払事由が生じた旨その他の必要な事項につき、別記「（注）10. 公告の方法」に定める公告もしくはその他の方法により本社債権者に対し通知を行うものとする。

（i）「強制支払事由」とは、下記のア乃至ウのいずれかの事由をいう。

ア 当社が当社の株式に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をしたことまたは支払を行ったこと

イ 同順位劣後債務（下記（ii）に定義する。）について利息の支払を行う決議をしたことまたは支払を行ったこと（ただし、同順位劣後債務（下記（ii）に定義する。）の条項に基づき当該支払が強制された場合を除く。）

ウ 当社が当社の株式の買取りを行ったこと（ただし、下記の事由のいずれかによる場合を除く。）

(a) 会社法第192条第1項に基づく単元未払株主からの買取請求

(b)会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項または第806条第1項に基づく反対株主からの買取請求

(c)会社法第116条第1項に基づく反対株主からの買取請求

(d)会社法第156条、第160条または第165条に基づく当社普通株式の取得。ただし、当該取得した当社株式が当社新株予約権の行使に対する交付株式として当該取得の日から1ヶ月以内に処分されなかった場合、当該取得の日において強制支払事由が生じていたものとみなす。

(e)その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由

(ii)「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、
(ア)本社債に基づく債権及び別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤と実質的に同じもしくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、別記「(注)4.劣後特約」(1)④を除き別記「(注)4.劣後特約」(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)に係る債務であり、かつ(イ)本号と実質的に同じ定めがなされているものをいう。ただし、本(ア)との関係で、別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤の条件を適用する場合、別記「償還の方法」欄第(1)号①第2文は、「なお、『本社債に優先する債権』とは、本社債に基づく債権及び支払の請求に関し、別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、別記「(注)4.劣後特約」(1)④を除き別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤と実質的に同じ条件を付された債権は、別記「(注)4.劣後特約」(1)②乃至⑤までと実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権をいう。」と読み替える。

2. 各利息計算期間の適用利率の決定

①別記「利率」欄第(2)号及び第(3)号に定める本社債の各利息計算期間に適用される利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2日前(ロンドンにおける銀行休業日はこれに算入しない。以下「利率基準日」という。)のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁(アイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)が管理する円預金のロンドン銀行間オフワード・レート(またはその承継者が管理する当該レート)を表示するロイターのLIBOR01頁またはその承継頁をいい、以下「ロイターLIBOR01頁」という。)に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオフワード・レート(小数点以下第5位を四捨五入する。以下「6ヶ月ユーロ円ライボー」という。)に別記「利率」欄第(2)号及び第(3)号に定め

	<p>る所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたる時は、その翌日。以下「利率決定日」という。）に当社がこれを決定する。</p> <p>②ある利息計算期間に適用される利率の利率基準日に、6ヶ月ユーロ円ライボーがロイターLIBOR01頁に表示されない場合もしくはロイターLIBOR01頁が利用不能となった場合には、当社は利率決定日に利率照会銀行（ロンドン銀行間市場における主要銀行であって当社が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の東京の主たる店舗に対し、利率基準日のロンドン時間午前11時現在にロンドン銀行間市場においてそれらの利率照会銀行が提示していたロンドンの主要銀行に対する円の6ヶ月預金のオファード・レート（以下「提示レート」という。）の提示を求め、その平均値（上位及び下位各2つを除き、算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>③本項②の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>④本項②の場合で、当社に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円ライボーは、当該利率基準日の前日（当該日がロンドンにおける銀行休業日にあたる時はその前日。）のロンドン時間午前11時現在のロイターLIBOR01頁に表示された6ヶ月ユーロ円ライボーとする。</p> <p>⑤当社は、財務代理人に本項①乃至④に定める利率確認事務を委託する。</p> <p>⑥当社及び財務代理人は各利息計算期間の開始日から5日以内（利息計算期間の開始日を含み、東京における銀行休業日はこれに算入しない。）に、本項により決定された本社債の利率を各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>3. 利息の支払場所 別記「(注) 13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	定めない。ただし、別記「償還の方法」欄の規定に従い、本社債の全部を償還する。
償還の方法	<p>(1) 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合に、直ちに残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円の割合で、未払残高の支払とともに償還する。なお、「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存するすべての任意停止金額（別記「利息支払の方法」欄第(2)号①に定義する。）をいう。</p> <p>①当社に対する清算手続開始の決定がなされ、当該手続において、当社の株主に対する残余財産分配の開始に先立ち支払を受ける権利を有し、本社債に優先する債</p>

権が、会社法の定めに従い、全額の弁済を受けたこと。なお、「本社債に優先する債権」とは、本社債に基づく債権及び支払の請求に関し、本号及び別記「(注) 4. 劣後特約」(1) ①乃至⑤と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(確定期限の付されたものを除く。)(ただし、本号④を除き本号と実質的に同一であり、かつ別記「(注) 4. 劣後特約」(1) ④を除き別記「(注) 4. 劣後特約」(1)と実質的に同じ条件を付された債権は、本号及び別記「(注) 4. 劣後特約」(1) ①乃至⑤までと実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権をいう。

②当社に対する破産手続開始の決定がなされ、その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に優先する債権が、破産法の定めに従い、全額の弁済を受けたこと。

③当社に対する会社更生手続開始の決定がなされ、清算を内容とする更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に優先する債権が、その確定した債権額につき全額の弁済を受けたこと。

④当社に対する民事再生手続開始の決定がなされ、清算を内容とする再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に優先する債権が、その確定した債権額につき全額の弁済を受けたこと。

⑤当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号②乃至④に準じて行われた場合。

(2) 本社債の元金は、その全部を金融庁の事前の承認を得たうえで、平成34年2月24日以降に到来するいずれかの支払期日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で、未払残高の支払とともに償還することができる。この場合、当社は償還しようとする日より前の30日以上60日以内に必要な事項を別記「(注) 10. 公告の方法」に定める公告もしくはその他の方法により本社債権者に通知する。

(3) 当社は、払込期日以降、税制事由(下記①に定義する。)、資本性変更事由(下記②に定義する。))または資本事由(下記③に定義する。)(以下「特別事由」と総称する。)が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、金融庁の事前の承認を得たうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を、償還しようとする日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、未払残高の支払とともに償還することができる。

①「税制事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の全部または一部の損金算入が認められないこととなり、当社が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨

の意見書を、当社が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所または税務の専門家から受領した場合をいう。

②「資本性変更事由」とは、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社またはその格付業務を承継した機関（以下「格付会社」という。）における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、格付会社が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

③「資本事由」とは、（i）当社が金融庁その他の監督当局との協議の結果、本社債が当社のソルベンシー・マージン比率（下記④に定義する。）の計算において、ソルベンシー・マージン比率（下記④に定義する。）上の特定負債性資本調達手段として、資本金、基金、準備金等の額に算入されなくなるおそれが軽微でないと当社が判断した場合または（ii）当社が、直接または間接に、保険監督者国際機構またはその業務を承継した機関が策定する国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups）に対する国際資本基準（Global Insurance Capital Standard）もしくはこれに類似する基準（以下「資本基準」という。）の適用対象となった場合であって、当社が資本基準の適用対象となる日の6ヶ月前の日以降の金融庁その他の監督当局との協議の結果、本社債が資本基準に定めるTier2資本（資本の分類等の変更が生じた場合は、これに相当するもの）に係る要件を満たさなくなるおそれが軽微でないと当社が判断した場合をいう。いずれかに該当する場合、当社は、資本事由に該当する旨及びその旨を示す具体的事実（金融庁その他の監督当局との協議の結果を含む。）を記載した当社の取締役により署名または記名押印された証明書を作成する。

④「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法（平成7年法律第105号）並びにその下位の政省府令、告示（平成8年大蔵省告示第50号を含む。）及び監督指針などの関連規則に従い計算される、当社の支払余力比率をいう。

(4) 当社は、前号に基づき本社債を償還しようとする場合、償還しようとする日より前の30日以上60日以下の期間内に必要な事項を別記「(注) 10. 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により本社債権者に通知する。かかる本社債権者に対する公告またはその他の方法による通知は取り消すことができない。また、前号①に定める意見書及び③に定める証明書は、当社の本店に備えられ、その営業時間中に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。

(5) 前号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当社の負担とする。

(6) 本社債を償還すべき日が東京における銀行休業日にあた

	<p>るときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、金融庁の事前の承認を得たうえで、株式会社証券保管振替機構が別途定める場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(8) 本社債の償還については、本欄のほか、別記「(注) 4. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p>
特定投資家向け取得勧誘の方法	特定投資家私募
申込証拠金 (円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年2月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成29年2月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。
格付に関する情報	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
2. 社債管理者の不設置
 本社債には、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されていない。
3. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
 株式会社みずほ銀行
 なお、財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本（注）10に定める方法により本社債権者に通知する。
4. 劣後特約
 - (1) 本社債の償還及び利息の支払は、本社債の社債要項に別途定められるところに従うほか、当社につき清算手続開始、破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。
 - ①清算の場合
 本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について、清算手続開始の決定がなされ、かつ当該手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
 (停止条件)
 当該手続において、当社の株主に対する残余財産分配の開始に先立ち支払いを受ける権利を有し、本社債に優先する債権が、会社法の定めに従い、全額の弁済を受けたこと。
 - ②破産の場合
 本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
 (停止条件)
 その破産手続の最後配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に優先する債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。
 - ③会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に優先する債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、簡易再生の決定または同意再生の決定が確定したときは除く。

(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に優先する債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

⑤日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本(注)4(1)①乃至④に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において(注)4(1)①乃至④に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、本社債に優先する債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債の元利金の支払請求権の効力が、本(注)4(1)①乃至⑤に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(4) 相殺禁止

当社について清算手続開始の決定がなされ、かつ清算手続が継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない清算手続、破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本(注)4(1)①乃至⑤にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)4(1)の規定により、当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、本社債の元利金につき、期限の利益を喪失させることはできない。また、本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

6. 届出の免除等

本社債に係る取得勧誘(金融商品取引法第2条第3項柱書に定める取得勧誘をいう。以下同じ。)が同法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に該当することにより、当該取得勧誘に関し同法第4条第1項の規定による届出は行われていない。

7. 本社債の私募

本社債の取得勧誘については、①当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家以外の者である場合は、金融商品取引業者等(同法第34条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)が顧客からの委託によりまたは自己のために当該取得勧誘を行うこと、及び、②本社債がその取得者から特定投資家等(特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。))または非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者を

いい、金融商品取引法施行令第1条の5の2第1項で定める者に限る。)をいう。以下同じ。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして同条第2項で定める場合に該当することのすべてに該当する場合(金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合を除く。)にのみ、特定投資家のみを相手方として、行う。

8. 転売制限

本社債は、特定投資家等以外の者に譲渡することはできないものとする。ただし、①当社もしくは当社の特定役員(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第1項第2号ハに定める特定役員をいう。)もしくはその被支配法人等(同条第3項に定める被支配法人等をいう。ただし、当社を除く。)に対して譲渡する場合、または②当社の総株主等の議決権(金融商品取引法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。)の100分の50を超える議決権に係る株式もしくは出資を自己もしくは他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合には、本社債を特定投資家等以外の者に譲渡することができる。

9. 告知義務

当該本社債を金融商品取引法第23条の13第3項に規定する特定投資家向け取得勧誘または特定投資家向け売付け勧誘等により譲渡する場合には、下記の事項について、予めまたは同時にその勧誘対象者に対し告知するものとする。

- ①当該特定投資家向け取得勧誘または当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し、同法第4条第1項から第3項までの規定による届出が行われていないこと。
- ②本社債が特定投資家向け有価証券に該当し、または該当することとなること。
- ③当該特定投資家向け取得勧誘または当該特定投資家向け売付け勧誘等が、特定投資家向け取得勧誘の場合は当社と本社債の取得勧誘に応じて本社債を取得しようとする者(以下「取得者」という。)との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、特定投資家向け売付け勧誘等の場合は、本社債の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて本社債の買付けを行おうとする者との間において、本(注)8に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として行われること。
- ④当該特定投資家向け取得勧誘または当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、金融商品取引法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があること。
- ⑤本社債に係る特定証券等情報(金融商品取引法第27条の33に定める特定証券等情報をいう。以下同じ。)及び発行者等情報(金融商品取引法第27条の34に定める発行者等情報をいう。以下同じ。)は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条及び第217条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト(<http://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/issues/index.html> またはその機能を承継したウェブサイト)への掲載を継続して行う方法により公表されていること。
- ⑥本社債の所有者に対し、金融商品取引法第27条の32の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

10. 公告の方法

- (1) 本社債に関して本社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載する方法でこれを行うものとする。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

11. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条

各号所定の事項を本（注）10に定める方法により公告するものとする。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面（ただし、社債等振替法第67条第2項に基づき本社債の社債券が発行されている場合は当該社債券。）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,300	1. 本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金75銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,600	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,600	
計	—	5,500	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (百万円)	発行諸費用の概算額 (百万円)	差引手取概算額 (百万円)
5,500	137	5,363

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額5,363百万円は、全額を一般運転資金として平成29年3月31日までに充当する予定であります。

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

1. TOKYO PRO-BOND Marketへの上場について

当社は、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を主幹事証券会社として、平成29年2月27日に本社債をTOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(単位：百万円)

回次	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
経常収益	246,221	348,685	369,442	580,661	667,504
経常利益 / 損失 (△)	△ 4,106	7,255	11,505	18,717	8,832
基礎利益	6,360	15,417	15,113	19,160	20,317
当期純利益 / 損失 (△)	△ 2,094	4,677	7,033	11,316	4,985
資本金の額	30,519	30,519	30,519	30,519	30,519
発行済株式の総数	174,641株	174,641株	174,641株	174,641株	174,641株
総資産	1,550,793	1,706,106	1,908,371	2,275,327	2,571,648
うち特別勘定資産	32,594	34,403	36,979	37,756	33,136
責任準備金残高	1,334,940	1,479,964	1,640,364	1,960,665	2,298,876
貸付金残高	15,640	12,551	12,357	17,051	16,029
有価証券残高	1,225,552	1,398,410	1,624,068	1,974,131	2,264,303
ソルベンシー・マージン比率	463.2%	586.2%	540.1%	729.7%	734.9%
従業員数	344名	343名	346名	360名	385名
保有契約高 (注1)	2,357,349	2,432,347	2,536,621	2,810,438	3,082,347
個人保険	1,494,171	1,518,255	1,580,244	1,716,274	1,755,421

個人年金保険	863,174	914,088	956,374	1,094,161	1,326,924
団体保険	4	3	2	2	1
団体年金保険保有契約高 (注2)	1,352	1,278	1,236	1,211	1,199

(注1) 個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資（ただし、個人変額年金保険については保険料積立金）と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(注2) 責任準備金の金額です。

2 【事業の内容】

当社の主要な業務の内容は、次のとおりです。

生命保険業

- ・生命保険の引き受け
- ・保険料として収受した金銭その他資産の運用

[当社の事業は、生命保険業の単一セグメントとなっております。]

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有 (又は被所有) 割合	関係内容
(親会社) マスミューチュアル・ インターナショナル・ エルエルシー	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド ド ステートストリ ート 1295	905 百万 米ドル	金融持株会社 業務	被所有 90.5%	経営に参画 役員の兼任

第2 【経理の状況】

【財務諸表等】

1 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	年度	2014年度(2015年3月31日現在)		2015年度(2016年3月31日現在)	
		金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)					
現金及び預貯金		33,456	1.5	44,717	1.7
現金		0	0.0	0	0.0
預貯金		33,456	1.5	44,717	1.7
買入金銭債権		160,089	7.0	155,504	6.0
有価証券		1,974,131	86.8	2,264,303	88.0
国債		524,102	23.0	558,327	21.7
地方債		16,111	0.7	16,061	0.6
社債		450,235	19.8	433,348	16.9
株式		33	0.0	17	0.0
外国証券		932,338	41.0	1,209,694	47.0
その他の証券		51,310	2.3	46,853	1.8
貸付金		17,051	0.7	16,029	0.6
保険約款貸付		9,746	0.4	9,970	0.4
一般貸付		7,305	0.3	6,058	0.2
有形固定資産		2,054	0.1	2,590	0.1
土地		1,232	0.1	1,232	0.0
建物		563	0.0	651	0.0
リース資産		10	0.0	7	0.0
その他の有形固定資産		248	0.0	699	0.0
無形固定資産		479	0.0	1,005	0.0
ソフトウェア		436	0.0	982	0.0
その他の無形固定資産		43	0.0	23	0.0
再保険貸		715	0.0	968	0.0
その他資産		87,696	3.9	85,693	3.3
未収金		5,075	0.2	4,488	0.2
前払費用		226	0.0	341	0.0
未収収益		14,380	0.6	15,870	0.6
預託金		302	0.0	343	0.0
先物取引差入証拠金		1,525	0.1	3,692	0.1
先物取引差金勘定		10	0.0	57	0.0
金融派生商品		65,164	2.9	59,540	2.3
仮払金		750	0.0	873	0.0
その他の資産		260	0.0	486	0.0
繰延税金資産		-	-	1,011	0.0
貸倒引当金		△ 346	△ 0.0	△ 177	△ 0.0
資産の部合計		2,275,327	100.0	2,571,648	100.0
(負債の部)					
保険契約準備金		1,981,664	87.1	2,319,953	90.2
支払備金		19,960	0.9	20,206	0.8
責任準備金		1,960,665	86.2	2,298,876	89.4
契約者配当準備金		1,038	0.0	870	0.0
再保険借		562	0.0	578	0.0
社債		24,400	1.1	53,200	2.1
その他負債		173,927	7.6	106,927	4.2
債券貸借取引受入担保金		94,509	4.2	34,447	1.3
借入金		16,500	0.7	16,500	0.6
未払法人税等		4,785	0.2	1,419	0.1
未払金		3,953	0.2	4,477	0.2
未払費用		7,879	0.3	8,497	0.3
前受収益		4	0.0	4	0.0
預り金		94	0.0	116	0.0
預り保証金		39	0.0	258	0.0
金融派生商品		41,197	1.8	30,514	1.2
金融商品等受入担保金		4,055	0.2	8,943	0.3
リース負債		10	0.0	7	0.0
仮受金		150	0.0	259	0.0
その他の負債		746	0.0	1,480	0.1
退職給付引当金		1,440	0.1	1,642	0.1
役員退職慰労引当金		77	0.0	39	0.0
特別法上の準備金		5,474	0.2	6,715	0.3
価格変動準備金		5,474	0.2	6,715	0.3
繰延税金負債		3,274	0.1	-	-
負債の部合計		2,190,820	96.3	2,489,057	96.8
(純資産の部)					
資本金		30,519	1.3	30,519	1.2
資本剰余金		17,481	0.8	17,481	0.7
資本準備金		17,481	0.8	17,481	0.7
利益剰余金		3,024	0.1	8,010	0.3
その他利益剰余金		3,024	0.1	8,010	0.3
繰越利益剰余金		3,024	0.1	8,010	0.3
自己株式		△ 5	△ 0.0	△ 5	△ 0.0
株主資本合計		51,019	2.2	56,005	2.2
その他有価証券評価差額金		21,417	0.9	14,334	0.6
繰延ヘッジ損益		12,069	0.5	12,251	0.5
評価・換算差額等合計		33,487	1.5	26,585	1.0
純資産の部合計		84,506	3.7	82,590	3.2
負債及び純資産の部合計		2,275,327	100.0	2,571,648	100.0

2 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	年 度	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)		2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	
		金額	百分比	金額	百分比
経常収益		580,661	100.0	667,504	100.0
保険料等収入		468,968		564,422	
保険料		467,585		562,682	
再保険収入		1,383		1,740	
資産運用収益		109,657		99,635	
利息及び配当金等収入		50,339		61,948	
預貯金利息		5		10	
有価証券利息・配当金		42,254		53,171	
貸付金利息		380		384	
不動産賃貸料		134		138	
その他利息配当金		7,564		8,243	
有価証券売却益		6,938		3,017	
有価証券償還益		643		220	
金融派生商品収益		—		34,390	
為替差益		45,909		—	
貸倒引当金戻入額		65		1	
その他運用収益		660		56	
特別勘定資産運用益		5,101		—	
その他経常収益		2,035		3,446	
年金特約取扱受入金		1,590		1,832	
保険金据置受入金		441		1,570	
その他の経常収益		3		43	
経常費用		561,944	96.8	658,672	98.7
保険金等支払金		177,424		204,225	
保険金		16,165		22,400	
年金		47,256		57,647	
給付金		35,745		37,746	
解約返戻金		73,234		80,833	
その他返戻金		2,940		3,448	
再保険料		2,081		2,149	
責任準備金等繰入額		324,271		338,457	
支払備金繰入額		3,970		245	
責任準備金繰入額		320,300		338,211	
契約者配当金積立利息繰入額		0		0	
資産運用費用		21,256		68,863	
支払利息		167		881	
有価証券売却損		1,634		8,555	
有価証券評価損		209		610	
有価証券償還損		0		0	
金融派生商品費用		18,579		—	
為替差損		—		56,117	
賃貸用不動産等減価償却費		26		26	
その他運用費用		638		1,241	
特別勘定資産運用損		—		1,431	
事業費		33,769		40,266	
その他経常費用		5,222		6,860	
保険金据置支払金		501		340	
税金		3,603		4,404	
減価償却費		217		343	
退職給付引当金繰入額		152		202	
その他の経常費用		748		1,569	
経常利益		18,717	3.2	8,832	1.3
特別損失		1,307	0.2	1,246	0.2
固定資産等処分損		405		5	
価格変動準備金繰入額		902		1,240	
契約者配当準備金戻入額		0	0.0	1	0.0
税引前当期純利益		17,410	3.0	7,586	1.1
法人税及び住民税		5,728	1.0	3,936	0.6
法人税等調整額		365	0.1	△ 1,334	△ 0.2
法人税等合計		6,093	1.0	2,601	0.4
当期純利益		11,316	1.9	4,985	0.7

(貸借対照表注記)

2014年度	2015年度
<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none">有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>(4) ソフトウェアの減価償却の方法</p> <p>無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法により行っております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部門及び監査部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>②退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。</p> <p>その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(3) 有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none">有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>(4) ソフトウェアの減価償却の方法</p> <p>無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法により行っております。</p> <p>(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(6) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部門及び監査部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>②退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。</p>

2014年度	2015年度
<p>退職給付見込額の期間帰属方法 期間定額基準 数理計算上の差異の処理年数 発生した事業年度で一括処理 過去勤務費用の処理年数 11年</p>	<p>退職給付見込額の期間帰属方法 期間定額基準 数理計算上の差異の処理年数 発生した事業年度で一括処理 過去勤務費用の処理年数 11年</p>
<p>③役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p>	<p>③役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p>
<p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>	<p>(7) 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>
<p>(8) ヘッジ会計の方法 当社は、長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で利用している金利スワップ取引の一部について、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に従い繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジの有効性は、残存期間ごとにヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引をグルーピングし、双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p>	<p>(8) ヘッジ会計の方法 当社は、長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で利用している金利スワップ取引の一部について、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に従い繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジの有効性は、残存期間ごとにヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引をグルーピングし、双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p>
<p>(9) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>	<p>(9) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>
<p>(10) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号） ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>	<p>(10) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号） ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>
<p>2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 当社では、資産と負債を適切にコントロールするALMを基本に据え、長期的に安定した収益を確保することに留意したポートフォリオ運営を行っております。具体的には安定した利息収入を得られる公社債等や購入金銭債権（高格付けの証券化商品等）をポートフォリオの中核とする一方、株式への投資は最小限に抑えた運用を行っております。 また、外国証券については、適切な為替リスクコントロールの下、中長期的な収益向上の観点からの組み入れを行っております。 また、デリバティブ取引については、金利や為替相場等、経済動向の将来的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべく、ALMの観点等からリスクをコントロールする目的で、また、資産運用の効率化を図るために活用しております。特に為替相場変動については、実質純資産に影響を及ぼさないように、デリバティブ取引を利用してあります。 なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク、信用リスク及び流動性リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引はALMリスク、市場リスク及び信用リスクに晒されております。 市場リスクの管理にあたっては、有価証券等の価格変動リスクを一元的に把握するとともに、予め設定した制限の範囲内で資産運用が行われていることを定期的に確認し、過大な損失の発生を抑制しております。また、想定を超えるような急激な金利上昇や株式の大幅な下落シナリオ等に基づくストレス・テストを実施することにより、運用資産から生じる損失の状況を把握し、資産の健全性確保に役立てております。 信用リスクの管理にあたっては、貸付金・債券・株式などについて、与信先ごとに信用度に応じた与信上限を設けるとともに、特定の資産種類や業種についても制限を設定し、信用リスクが過度に集中しないようにコントロールしております。 流動性リスクの管理にあたっては、流動性の高い有価証券を中心に資産ポートフォリオを構成することによって市場流動性リスクの軽減を図るとともに、会社全体の資金の流入入を日々詳細に把握し、コールローン・債券貸借取引受入担保金を利用することによって資金繰りリスクの軽減を図っております。</p>	<p>2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 当社では、資産と負債を適切にコントロールするALMを基本に据え、長期的に安定した収益を確保することに留意したポートフォリオ運営を行っております。具体的には安定した利息収入を得られる公社債等や購入金銭債権（高格付けの証券化商品等）をポートフォリオの中核とする一方、株式への投資は最小限に抑えた運用を行っております。 また、外国証券については、適切な為替リスクコントロールの下、中長期的な収益向上の観点からの組み入れを行っております。 また、デリバティブ取引については、金利や為替相場等、経済動向の将来的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべく、ALMの観点等からリスクをコントロールする目的で、また、資産運用の効率化を図るために活用しております。特に為替相場変動については、実質純資産に影響を及ぼさないように、デリバティブ取引を利用してあります。 なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク、信用リスク及び流動性リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引はALMリスク、市場リスク及び信用リスクに晒されております。 市場リスクの管理にあたっては、有価証券等の価格変動リスクを一元的に把握するとともに、予め設定した制限の範囲内で資産運用が行われていることを定期的に確認し、過大な損失の発生を抑制しております。また、想定を超えるような急激な金利上昇や株式の大幅な下落シナリオ等に基づくストレス・テストを実施することにより、運用資産から生じる損失の状況を把握し、資産の健全性確保に役立てております。 信用リスクの管理にあたっては、貸付金・債券・株式などについて、与信先ごとに信用度に応じた与信上限を設けるとともに、特定の資産種類や業種についても制限を設定し、信用リスクが過度に集中しないようにコントロールしております。 流動性リスクの管理にあたっては、流動性の高い有価証券を中心に資産ポートフォリオを構成することによって市場流動性リスクの軽減を図るとともに、会社全体の資金の流入入を日々詳細に把握し、債券貸借取引受入担保金を利用することによって資金繰りリスクの軽減を図っております。</p>

2014年度

ALM リスクの管理にあたっては、金利変動に対する資産・負債の感応度の差に関して基準値を設定し、その基準値と実績値との乖離をコントロールするなどの手法によりリスク管理を実施しております。
 主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	33,456	33,456	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	58,436	60,136	1,700
② 責任準備金対応債券	82,181	87,729	5,548
③ その他有価証券	19,472	19,472	—
(3) 有価証券			
① 売却目的有価証券	37,105	37,105	—
② 満期保有目的の債券	302,293	322,361	20,067
③ 責任準備金対応債券	1,003,293	1,097,687	94,393
④ その他有価証券	602,973	602,973	—
(4) 貸付金			
① 保険約款貸付	9,745	9,745	—
② 一般貸付	7,292	7,277	△ 14
資産計	2,156,250	2,277,946	121,695
(1) 社債	24,400	24,421	△ 21
(2) 債券貸借取引受入担保金	94,509	94,509	—
(3) 借入金	16,500	16,500	—
負債計	135,409	135,430	△ 21
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	14,821	14,821	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	9,145	9,145	—
デリバティブ取引計	23,966	23,966	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
 ※貸借引当金を計上したものは、当該引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

- (1) 現金及び預貯金
 預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 買入金銭債権
 買入金銭債権は、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。
- (3) 有価証券
 株式等は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、上記の表中「(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場国内株式	33
外国その他証券	27,033
その他の証券	1,397
合計	28,464

- (4) 貸付金
 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
 一般貸付は、主に将来キャッシュ・フローを信用リスクを考慮した割引率により現在価値へ割り引いた価格によっております。

負債

- (1) 社債
 将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率により現在価値へ割り引いた価格によっております。
- (2) 債券貸借取引受入担保金
 債券貸借取引受入担保金はすべて満期までの期間が短いため、時価は

2015年度

ALM リスクの管理にあたっては、金利変動に対する資産・負債の感応度の差に関して基準値を設定し、その基準値と実績値との乖離をコントロールするなどの手法によりリスク管理を実施しております。
 主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	44,717	44,717	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	50,039	52,606	2,567
② 責任準備金対応債券	82,782	90,229	7,447
③ その他有価証券	22,683	22,683	—
(3) 有価証券			
① 売却目的有価証券	32,520	32,520	—
② 満期保有目的の債券	314,666	334,256	19,590
③ 責任準備金対応債券	1,254,604	1,436,083	181,479
④ その他有価証券	623,596	623,596	—
(4) 貸付金			
① 保険約款貸付	9,969	9,969	—
② 一般貸付	6,046	6,093	46
資産計	2,441,626	2,652,758	211,131
(1) 社債	53,200	54,376	△ 1,176
(2) 債券貸借取引受入担保金	34,447	34,447	—
(3) 借入金	16,500	16,500	—
負債計	104,147	105,323	△ 1,176
デリバティブ取引			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	18,929	18,929	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	10,096	10,096	—
デリバティブ取引計	29,025	29,025	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
 ※貸借引当金を計上したものは、当該引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 資産

- (1) 現金及び預貯金
 預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 買入金銭債権
 買入金銭債権は、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。
- (3) 有価証券
 株式等は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、上記の表中「(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場国内株式	17
外国その他証券	37,401
その他の証券	1,497
合計	38,916

- (4) 貸付金
 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
 一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負債

- (1) 社債
 将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率に

2014年度	2015年度																				
<p>貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものではありません。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>	<p>貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものではありません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものではありません。なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。</p>																				
6. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,585百万円であります。	6. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,650百万円であります。																				
7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、37,756百万円です。なお、負債の額も同額です。	7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、33,136百万円です。なお、負債の額も同額です。																				
8. 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は2百万円です。	8. 関係会社に対する金銭債権の総額は5百万円、金銭債務の総額は70百万円です。																				
<p>9. 繰延税金資産の総額は、9,395百万円、繰延税金負債の総額は、11,495百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,175百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金等4,384百万円、有価証券等減損747百万円、中止した包括ヘッジの繰延ヘッジ損益1,555百万円、価格変動準備金1,578百万円、退職給付引当金415百万円、貸倒引当金66百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生理由は、その他有価証券評価差額金8,789百万円、繰延ヘッジ損益の評価差額2,705百万円です。</p> <p>当事業年度における法定実効税率は、30.78%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間の差異の主要な内訳は、税率変更の影響3.63%です。</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の30.78%から28.84%に変更になります。この税率の変更により、当期末における繰延税金資産は553百万円、繰延税金負債は773百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は591百万円、繰延ヘッジ損益は182百万円それぞれ増加しております。また法人税率調整額が553百万円増加しております。</p>	<p>9. 繰延税金資産の総額は、10,766百万円、繰延税金負債の総額は、8,543百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、1,211百万円です。</p> <p>繰延税金資産の発生主な原因別内訳は、保険契約準備金等5,579百万円、有価証券等減損799百万円、価格変動準備金1,880百万円、中止した包括ヘッジの繰延ヘッジ損益1,352百万円、退職給付引当金460百万円、貸倒引当金49百万円です。</p> <p>繰延税金負債の発生理由は、その他有価証券評価差額金5,654百万円、繰延ヘッジ損益の評価差額2,889百万円です。</p> <p>当事業年度における法定実効税率は、28.84%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間の差異の主要な内訳は、税率変更の影響4.01%です。</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)が2016年3月29日に成立し、2016年4月以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率28.84%は、回収又は支払が見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものについては28.24%、2018年4月1日以降のものについては28.00%にそれぞれ変更になりました。</p> <p>この税率の変更により、当期末における繰延税金資産は267百万円、繰延税金負債は256百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は169百万円、繰延ヘッジ損益は86百万円それぞれ増加しております。また法人税率調整額が267百万円増加しております。</p>																				
<p>10. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="391 1288 774 1400"> <tr><td>当期首現在高</td><td>1,250百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>212百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金戻入額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>1,038百万円</td></tr> </table>	当期首現在高	1,250百万円	当期契約者配当金支払額	212百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金戻入額	0百万円	当期末現在高	1,038百万円	<p>10. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="855 1288 1238 1400"> <tr><td>当期首現在高</td><td>1,038百万円</td></tr> <tr><td>当期契約者配当金支払額</td><td>166百万円</td></tr> <tr><td>利息による増加等</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>契約者配当準備金戻入額</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>当期末現在高</td><td>870百万円</td></tr> </table>	当期首現在高	1,038百万円	当期契約者配当金支払額	166百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金戻入額	1百万円	当期末現在高	870百万円
当期首現在高	1,250百万円																				
当期契約者配当金支払額	212百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金戻入額	0百万円																				
当期末現在高	1,038百万円																				
当期首現在高	1,038百万円																				
当期契約者配当金支払額	166百万円																				
利息による増加等	0百万円																				
契約者配当準備金戻入額	1百万円																				
当期末現在高	870百万円																				
11. 担保に供されている資産の額は、有価証券7,508百万円です。	11. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,817百万円です。																				
<p>12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下「出再支払準備金」という。)の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は460百万円です。</p>	<p>12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払準備金(以下「出再支払準備金」という。)の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は631百万円です。</p>																				
13. 1株当たり純資産額は483,961円69銭です。	13. 1株当たり純資産額は472,987円65銭です。																				
14. アリパティ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価	14. アリパティ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価																				

2014年度	2015年度																																																												
証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,483百万円です。	証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは602百万円です。																																																												
15. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 24,400百万円です。	15. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 53,200百万円です。																																																												
16. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 16,500百万円です。	16. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 16,500百万円です。																																																												
17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は2,749百万円です。なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。	17. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は3,025百万円です。なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。																																																												
18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>1,403百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>173百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>△35百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>△69百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△49百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>1,437百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>1,437百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>1,440百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関連する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>173百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>△35百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td><td>△0百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>118百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>271百万円</td></tr> </table> ④数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。 割引率 1.2% (3) 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円です。 (4) 執行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給額を用いております。	期首における退職給付債務	1,403百万円	勤務費用	173百万円	利息費用	15百万円	数理計算上の差異の当期発生額	△35百万円	退職給付の支払額	△69百万円	その他	△49百万円	期末における退職給付債務	1,437百万円	非積立型制度の退職給付債務	1,437百万円	未認識過去勤務費用	3百万円	退職給付引当金	1,440百万円	勤務費用	173百万円	利息費用	15百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	△35百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	△0百万円	その他	118百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	271百万円	18. 退職給付に関する事項は次のとおりです。 (1) 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 (2) 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr><td>期首における退職給付債務</td><td>1,437百万円</td></tr> <tr><td>勤務費用</td><td>170百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期発生額</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>103百万円</td></tr> <tr><td>期末における退職給付債務</td><td>1,639百万円</td></tr> </table> ②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table border="1"> <tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>1,639百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務費用</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>1,642百万円</td></tr> </table> ③退職給付に関連する損益 <table border="1"> <tr><td>勤務費用</td><td>170百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の当期の費用処理額</td><td>120百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務費用の当期の費用処理額</td><td>△0百万円</td></tr> <tr><td>確定給付制度に係る退職給付費用</td><td>305百万円</td></tr> </table> ④数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎は以下のとおりです。 割引率 0.4% (3) 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、90百万円です。 (4) 執行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給額を用いております。	期首における退職給付債務	1,437百万円	勤務費用	170百万円	利息費用	15百万円	数理計算上の差異の当期発生額	120百万円	退職給付の支払額	103百万円	期末における退職給付債務	1,639百万円	非積立型制度の退職給付債務	1,639百万円	未認識過去勤務費用	2百万円	退職給付引当金	1,642百万円	勤務費用	170百万円	利息費用	15百万円	数理計算上の差異の当期の費用処理額	120百万円	過去勤務費用の当期の費用処理額	△0百万円	確定給付制度に係る退職給付費用	305百万円
期首における退職給付債務	1,403百万円																																																												
勤務費用	173百万円																																																												
利息費用	15百万円																																																												
数理計算上の差異の当期発生額	△35百万円																																																												
退職給付の支払額	△69百万円																																																												
その他	△49百万円																																																												
期末における退職給付債務	1,437百万円																																																												
非積立型制度の退職給付債務	1,437百万円																																																												
未認識過去勤務費用	3百万円																																																												
退職給付引当金	1,440百万円																																																												
勤務費用	173百万円																																																												
利息費用	15百万円																																																												
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△35百万円																																																												
過去勤務費用の当期の費用処理額	△0百万円																																																												
その他	118百万円																																																												
確定給付制度に係る退職給付費用	271百万円																																																												
期首における退職給付債務	1,437百万円																																																												
勤務費用	170百万円																																																												
利息費用	15百万円																																																												
数理計算上の差異の当期発生額	120百万円																																																												
退職給付の支払額	103百万円																																																												
期末における退職給付債務	1,639百万円																																																												
非積立型制度の退職給付債務	1,639百万円																																																												
未認識過去勤務費用	2百万円																																																												
退職給付引当金	1,642百万円																																																												
勤務費用	170百万円																																																												
利息費用	15百万円																																																												
数理計算上の差異の当期の費用処理額	120百万円																																																												
過去勤務費用の当期の費用処理額	△0百万円																																																												
確定給付制度に係る退職給付費用	305百万円																																																												
19. 大崎オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有していますが、使用期間が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していません。	19. 大崎オフィス、品川オフィス及び福岡オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有していますが、使用期間が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していません。																																																												
20. 金額の記載単位未満は、切捨てて表示しております。	20. 金額の記載単位未満は、切捨てて表示しております。																																																												

(損益計算書注記)

2014年度	2015年度
1. 関係会社との取引による費用の総額は12百万円であります。	1. 関係会社との取引による収益の総額は0百万円、費用の総額は310百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券3,191百万円、外国証券2,455百万円、その他の証券1,291百万円であります。	2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券2,002百万円、外国証券1,015百万円、その他の証券0百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、外国証券1,060百万円、国債等債券568百万円、その他の証券5百万円であります。	3. 有価証券売却損の内訳は、外国証券8,536百万円、株式等15百万円、その他の証券4百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券195百万円、その他の証券13百万円、国債等債券1百万円であります。	4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券610百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は4百万円であります。	5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額は0百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は171百万円であります。
6. 金融派生商品費用には、評価益47,101百万円、評価損38,450百万円が含まれております。	6. 金融派生商品収益には、評価益36,236百万円、評価損23,505百万円が含まれております。
7. 1株当たり当期純利益は64,810円58銭であります。 なお、算定上の基礎である当期純利益は11,316百万円、普通株式の期中平均株式数は174千株であります。潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。	7. 1株当たり当期純利益は28,552円70銭であります。 なお、算定上の基礎である当期純利益は4,985百万円、普通株式の期中平均株式数は174千株であります。潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。
8. 固定資産等処分損の内訳は、ソフトウェア除却損403百万円、不動産処分損1百万円であります。	8. —

9. 関連当事者との取引

(2014年度)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の親会社	マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	米国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド	14,561 百万米\$	生命 保険業	(被所有) 間接100	兼任 2人	生命保険の販売、商品開発、資産管理面で協力するなど当社の経営に参画	再保険(費用)	7	再保険借	1
親会社	マスマニューチュアル・インターナショナル・エルエルシー	米国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド	898 百万米\$	金融 持株会社	(被所有) 直接91 間接9	兼任 3人	生命保険の販売、商品開発、資産管理面で協力するなど当社の経営に参画	委託料	5	仮払金 未払金	2 1

(2015年度)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の親会社	マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー	米国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド	15,409 百万米\$	生命 保険業	(被所有) 間接100	兼任 2人	生命保険の販売、商品開発、資産管理面で協力するなど当社の経営に参画	再保険(収益) 再保険(費用)	0 4	再保険借	1
親会社	マスマニューチュアル・インターナショナル・エルエルシー	米国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド	905 百万米\$	金融 持株会社	(被所有) 直接91 間接9	兼任 3人	生命保険の販売、商品開発、資産管理面で協力するなど当社の経営に参画	委託料	5	仮払金 未払金	5 1
親会社の子会社	バブソン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	米国 ノースカロライナ州 シャーロット	597 百万米\$	投資顧問会社	(所有) なし	兼任 なし	資産管理面で協力	運用手数料	299	未払費用	68

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2014年度	2015年度
		(2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		17,410	7,586
賃貸用不動産等減価償却費		26	26
減価償却費		217	343
支払備金の増減額 (△は減少)		3,970	245
責任準備金の増減額 (△は減少)		320,300	338,211
契約者配当準備金積立利息繰入額		0	0
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)		△ 0	△ 1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 65	△ 1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		152	202
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		23	△ 38
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		902	1,240
利息及び配当金等収入		△ 50,339	△ 61,948
有価証券関係損益 (△は益)		△ 5,737	5,927
その他運用収益		△ 660	△ 56
支払利息		167	881
金融派生商品損益 (△は益)		18,579	△ 34,390
為替差損益 (△は益)		△ 45,909	56,117
その他運用費用		638	1,241
特別勘定資産運用損益 (△は益)		△ 5,101	1,431
有形固定資産関係損益 (△は益)		405	5
再保険貸の増減額 (△は増加)		△ 150	△ 253
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		3,165	△ 1,669
再保険借の増減額 (△は減少)		46	16
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		1,766	2,289
その他		294	—
小計		260,103	317,406
利息及び配当金等の受取額		49,213	63,069
その他運用収益の受取額		660	56
利息の支払額		△ 112	△ 671
その他運用費用の支払額		△ 580	△ 1,216
契約者配当金の支払額		△ 212	△ 166
法人税等の支払額		△ 2,658	△ 7,301
営業活動によるキャッシュ・フロー		306,413	371,177
投資活動によるキャッシュ・フロー			
買入金銭債権の取得による支出		△ 14,912	△ 15,450
買入金銭債権の売却・償還による収入		26,981	21,135
有価証券の取得による支出		△ 6,213,406	△ 5,936,605
有価証券の売却・償還による収入		5,927,213	5,570,814
貸付による支出		△ 13,194	△ 6,877
貸付金の回収による収入		8,500	7,899
金融派生商品の決済による収支 (純額)		△ 30,170	29,644
債券貸借取引担保金の純増減額 (△は純減少額)		△ 41,088	△ 60,062
その他		△ 204	2,673
資産運用活動計		△ 350,280	△ 386,826
(営業活動及び資産運用活動)		△ 43,867	△ 15,649
有形固定資産の取得による支出		△ 201	△ 735
無形固定資産の取得による支出		△ 230	△ 606
無形固定資産の売却による収入		—	20
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 350,712	△ 388,149
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入による収入		16,205	—
社債の発行による収入		24,134	28,513
自己株式の取得による支出		—	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー		40,340	28,513
現金及び現金同等物に係る換算差額		313	△ 280
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 3,644	11,261
現金及び現金同等物期首残高		37,101	33,456
現金及び現金同等物期末残高		33,456	44,717

(2014年度キャッシュ・フロー計算書注記)

- 資金 (現金及び現金同等物) の範囲
手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期又は償還期限の到来する短期投資からなっております。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預貯金 33,456 百万円
現金及び現金同等物 33,456 百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」には、「その他負債」に含めて表示している金融派生商品取引に係る受入担保金の増減額が含まれています。

(2015年度キャッシュ・フロー計算書注記)

- 資金 (現金及び現金同等物) の範囲
手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期又は償還期限の到来する短期投資からなっております。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預貯金 44,717 百万円
現金及び現金同等物 44,717 百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」には、「その他負債」に含めて表示している金融派生商品取引に係る受入担保金の増減額が含まれています。

4 株主資本等変動計算書

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	退職手当積立金		記当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,519	17,481	17,481	43	49	13	300	△ 8,698	△ 8,292	△ 5	39,702
当期変動額											
準備金から剰余金への振替				△ 43				43			
その他利益剰余金間の振替					△ 49	△ 13	△ 300	362			
当期純利益								11,316	11,316		11,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計				△ 43	△ 49	△ 13	△ 300	11,722	11,316		11,316
当期末残高	30,519	17,481	17,481					3,024	3,024	△ 5	51,019

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,973	12,020	23,993	63,695
当期変動額				
準備金から剰余金への振替				
その他利益剰余金間の振替				
当期純利益				11,316
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,444	49	9,494	9,494
当期変動額合計	9,444	49	9,494	20,811
当期末残高	21,417	12,069	33,487	84,506

2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	30,519	17,481	17,481	3,024	3,024	△ 5	51,019
当期変動額							
当期純利益				4,985	4,985		4,985
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				4,985	4,985	△ 0	4,985
当期末残高	30,519	17,481	17,481	8,010	8,010	△ 5	56,005

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	21,417	12,069	33,487	84,506
当期変動額				
当期純利益				4,985
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 7,083	181	△ 6,901	△ 6,901
当期変動額合計	△ 7,083	181	△ 6,901	△ 1,916
当期末残高	14,334	12,251	26,585	82,590

(株主資本等変動計算書注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(2014年度)

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	174	—	—	174
合計	174	—	—	174
自己株式				
普通株式	0	—	—	0
合計	0	—	—	0

(2015年度)

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	174	—	—	174
合計	174	—	—	174
自己株式				
普通株式	0	0	—	0
合計	0	0	—	0

(注) 自己株式の増加は、議株の買取りによるものであります。

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度末	2015年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	111	123
要管理債権	—	—
小 計	111	123
(対合計比)	(0.1)	(0.3)
正常債権	103,255	45,409
合 計	103,366	45,533

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。なお、危険債権には、元金及び未収利息の合計額が解約返戻金相当額を超過した保険約款貸付123百万円(うち123百万円は解約返戻金相当額で担保)を含みます。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2014年度末	2015年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	108	121
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	108	121
(貸付残高に対する比率)	(0.6)	(0.8)

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。また、解約返戻金等相当額を超過した保険約款貸付121百万円(うち120百万円は解約返戻金等相当額で担保)を含めております。
3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況^{該当}

ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	2014年度末	2015年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	173,037	202,221
資本金等	51,019	56,005
価格変動準備金	5,474	6,715
危険準備金	13,822	17,508
一般貸倒引当金	13	12
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）） × 90%（マイナスの場合 100%）	27,186	17,989
土地の含み損益 × 85%（マイナスの場合 100%）	△ 844	△ 842
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	34,239	32,018
負債性資本調達手段等	40,900	69,700
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	1,225	3,115
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_2 + R_3 + R_4)^2} + R_4$ (B)	47,425	55,031
保険リスク相当額 R ₁	7,267	9,139
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	498	460
予定利率リスク相当額 R ₂	9,367	10,274
最低保証リスク相当額 R ₇	13	24
資産運用リスク相当額 R ₃	36,320	42,619
経営管理リスク相当額 R ₄	1,069	1,250
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	729.7%	734.9%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条及び 1996 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額 R₇」は、標準的方式により算出しています。

9 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	37,105	3,941	32,520	△ 2,493

(注) 本表には、「金銭の信託」等の売買目的有価証券を含んでいます。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	2014年度末					2015年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	360,729	362,497	21,767	22,067	299	364,705	366,863	22,158	22,622	464
責任準備金対応債券	1,085,474	1,185,417	99,942	100,145	203	1,337,387	1,526,313	188,926	189,897	971
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	593,318	622,445	29,127	32,143	3,015	626,298	646,280	19,982	28,390	8,408
公社債	77,183	80,235	3,051	3,135	83	93,137	98,373	5,235	5,375	140
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	487,417	509,931	22,514	24,901	2,387	502,337	512,387	10,050	18,307	8,257
公社債	473,694	493,663	19,969	22,356	2,387	492,006	502,196	10,189	17,860	7,670
株式等	13,722	16,267	2,545	2,545	—	10,331	10,191	△ 139	447	587
その他の証券	9,465	12,806	3,340	3,340	—	9,455	12,835	3,379	3,379	—
買入金銭債権	19,251	19,472	220	765	544	21,366	22,683	1,316	1,327	10
繰渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,039,522	2,190,360	150,837	154,356	3,518	2,328,390	2,559,457	231,066	240,910	9,844
公社債	987,397	1,079,744	92,347	92,662	315	1,002,502	1,176,333	173,830	173,970	140
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	882,790	930,471	47,680	50,230	2,549	1,162,243	1,204,768	42,525	52,137	9,612
公社債	865,068	910,014	44,946	47,496	2,549	1,147,912	1,190,418	42,506	51,531	9,025
株式等	17,722	20,456	2,733	2,733	—	14,331	14,350	18	605	587
その他の証券	9,465	12,806	3,340	3,340	—	9,455	12,835	3,379	3,379	—
買入金銭債権	159,869	167,337	7,468	8,122	653	154,188	165,519	11,331	11,423	91
繰渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

③ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	340,287	362,355	22,067	336,052	358,675	22,622
公社債	61,056	66,907	5,851	55,269	62,645	7,376
外国証券	226,875	241,286	14,410	233,859	246,458	12,599
その他	52,355	54,160	1,805	46,924	49,570	2,646
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	20,441	20,142	△ 299	28,652	28,188	△ 464
公社債	600	538	△ 61	—	—	—
外国証券	13,760	13,628	△ 132	25,537	25,152	△ 385
その他	6,080	5,975	△ 105	3,115	3,036	△ 79

④ 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,066,241	1,166,387	100,145	1,279,923	1,469,821	189,897
公社債	839,525	923,201	83,676	854,095	1,015,313	161,218
外国証券	146,065	156,983	10,917	344,413	365,644	21,230
その他	80,650	86,202	5,551	81,414	88,863	7,449
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	19,232	19,029	△ 203	57,463	56,491	△ 971
公社債	9,031	8,861	△ 170	—	—	—
外国証券	8,670	8,640	△ 29	56,095	55,125	△ 969
その他	1,530	1,527	△ 2	1,367	1,365	△ 1

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2014年度末			2015年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	509,207	541,350	32,143	472,925	501,315	28,390
公社債	73,741	76,876	3,135	83,091	88,466	5,375
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	413,331	438,233	24,901	363,871	382,178	18,307
その他の証券	9,465	12,806	3,340	9,455	12,835	3,379
買入金銭債権	12,668	13,433	765	16,507	17,834	1,327
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	84,110	81,095	△ 3,015	153,372	144,964	△ 8,408
公社債	3,441	3,358	△ 83	10,046	9,906	△ 140
株式	—	—	—	—	—	—
外国証券	74,085	71,698	△ 2,387	138,466	130,209	△ 8,257
その他の証券	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	6,583	6,038	△ 544	4,859	4,848	△ 10
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2014年度末	2015年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	27,575	39,034
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	33	17
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	27,541	39,016
合 計	27,575	39,034

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

① 取引の内容

当社では、債券先物、金利スワップ、為替先物予約、通貨オプション、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ等の取引を行っています。

② 利用目的・取組方針

金利や為替相場等、金融市場の将来的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべく、ALM(資産負債総合管理)の観点等から、リスクコントロールおよび資産運用の効率化を図る目的で活用しています。

金利スワップについては、保険契約負債を対象としたヘッジ目的と外債ポートフォリオのデュレーションコントロール目的が主な取引となっております。円金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(2002年9月3日 日本公認会計士協会)(以下、「第26号報告」)に則り、繰延ヘッジ処理を行っております。

繰延ヘッジの適用にあたっては、年限毎の金利スワップと負債の残高の比率を一定程度にコントロールすることとし、ヘッジの有効性の評価については、同第26号報告に準拠した取り扱いとしております。

為替先物予約については、基本的に為替リスクを軽減するため、主として外貨建資産を対象としたヘッジ目的の取引として取り組んでおります。

③リスクの内容

当社で保持しているデリバティブポジションは、ALMリスク、市場リスク、および信用リスクを有しています。ALMリスクおよび市場リスクについては、デリバティブの利用目的が主として資産負債のデュレーションミスマッチの軽減、および現物資産等の価格変動のヘッジ等、リスクコントロールを目的としているため、限定的であると考えられます。また、信用リスクについても社債投資と同様に厳格なリスク管理によりリミット管理されており、カウンターパーティーリスクについては、セントラルカウンターパーティーを利用していること、それ以外の取引先については信用度の高い相手に限定していること、必要に応じ担保設定を行っていることなどから、限定的であると判断しております。

④リスク管理体制

ALMリスク等、デリバティブ取引に伴う各種リスクの状況について、リスク管理方針、資産運用リスク管理規程等に基づき、資産運用リスク管理部署が一元的にモニターし、定期的にリスク管理委員会を通じ経営執行会議へ報告する体制を整えています。

2. 定量的情報

①差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：百万円）

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	10,096	—	—	—	—	10,096
ヘッジ会計非適用分	25,727	△ 7,893	—	30	1,065	18,929
合計	35,823	△ 7,893	—	30	1,065	29,025

（注）ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

②ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2014年度末				2015年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	金利先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション								
	スワップオプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ								
	固定金利受取 / 変動金利支払	1,411,700	1,381,200	38,961	38,961	2,112,700	1,458,633	43,499	43,499
	固定金利支払 / 変動金利受取	1,004,634	984,743	△ 21,185	△ 21,185	1,125,229	1,072,229	△ 17,771	△ 17,771
	変動金利受取 / 変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
買建	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
合 計				17,776				25,727	

- (注) 1. 時価の算定方法については、公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。
 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に關わる市場リスク量を示すものではありません。
 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 4. 金利先物と金利先渡契約の時価は、差金決済額（差損益）を記載しています。
 5. 「差損益」は、金融派生商品収益または金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

○通貨関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2014 年度末				2015 年度末			
		契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益
取 引 所	通貨先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	通貨先物オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-
	買建								
通貨先渡契約									
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
為替予約									
売建	434,628	-	△ 1,670	△ 1,670	463,201	-	△ 3,031	△ 3,031	
うち 米ドル / 円	288,492	-	△ 5,305	△ 5,305	355,706	-	108	108	
うち ユーロ / 円	102,970	-	3,261	3,261	34,989	-	△ 767	△ 767	
うち 豪ドル / 円	43,166	-	373	373	72,505	-	△ 2,371	△ 2,371	
買建	200,982	-	4,580	4,580	243,772	-	△ 1,178	△ 1,178	
うち 米ドル / 円	103,655	-	9,238	9,238	171,953	-	328	328	
うち ユーロ / 円	83,530	-	△ 4,670	△ 4,670	18,826	-	74	74	
うち 豪ドル / 円	12,417	-	10	10	52,992	-	△ 1,580	△ 1,580	
うち 豪ドル / 米ドル	1,378	-	1	1	-	-	-	-	
通貨オプション									
売建									
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
プット	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-	
買建									
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
プット	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-	
通貨スワップ	36,958	35,866	△ 7,010	△ 7,010	47,074	47,074	△ 3,684	△ 3,684	
うち 米ドル / 円	36,958	35,866	△ 7,010	△ 7,010	44,356	44,356	△ 3,818	△ 3,818	
うち ユーロ / 円	-	-	-	-	2,717	2,717	133	133	
その他									
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	(-)	-	-	-	(-)	-	-	-	
合計				△ 4,101				△ 7,893	

- (注) 1. 時価の算定方法については、ブローカーより入手した TTM、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格によっています。
2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に随伴する市場リスク量を示すものではありません。
3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
4. オプション取引について、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
5. 通貨スワップ欄には、通貨・金利スワップが含まれています。
6. 通貨先物、通貨先渡契約と為替予約の時価は、差金決済額（差損益）を記載しています。
7. 「差損益」は、金融派生商品収益または金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

○株式関連
該当ありません。

○債券関連

(単位：百万円)

区分	種 類	2014年度末				2015年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	債券先物								
	売建	65,265	—	△ 499	△ 499	9,916	—	30	30
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	債券先物オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
店頭	オプション								
	売建								
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	その他								
	売建	11,750	—	—	—	—	—	—	—
	買建	(—)	—	182	182	(—)	—	—	—
合計	(—)	—	△ 182	△ 182	(—)	—	—	30	

- (注) 1. 時価の算定方法については、期末日の清算値または終値によっています。
 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 4. オプション取引については、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
 5. 債券先物の時価は、差金決済額（差損益）を記載しています。
 6. 「店頭・その他」の売建及び買建には、債券価格指数にリンクしたトータル・リターン・スワップ契約を記載しています。
 また、時価は債券価格指数により算出されたプロカー時価に基づく期末日の差損益を計上しています。
 7. 「差損益」は、金融派生商品収益または金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

○クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種 類	2014年度末				2015年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	売建	83,056	78,655	1,645	1,645	114,780	101,827	1,065	1,065
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計					1,645				1,065

- (注) 1. 時価の算定方法については、契約を締結しているカウンターパーティから提示された価格について、当社がその妥当性を検証した上で、当該価格によっています。
 2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引を表しています。
 3. 「差損益」は、金融派生商品収益または金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	2014年度末			2015年度末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
	金利先物							
	売建		—	—	—	—	—	—
	買建		—	—	—	—	—	—
	金利オプション							
	売建							
	コール		—	—	—	—	—	—
	プット		(—)	—	—	(—)	—	—
	買建		—	—	—	—	—	—
	コール		—	—	—	—	—	—
	プット		(—)	—	—	(—)	—	—
	金利先渡契約							
	売建		—	—	—	—	—	—
	買建		—	—	—	—	—	—
	金利オプション スワップション							
	売建							
	コール		—	—	—	—	—	—
	プット		(—)	—	—	(—)	—	—
	買建		—	—	—	—	—	—
	コール		—	—	—	—	—	—
	プット		(—)	—	—	(—)	—	—
	線延ヘッジ処理							
	金利スワップ							
	固定金利受取/変動金利支払	保険契約負債	116,600	103,400	9,145	98,600	86,500	10,096
	固定金利支払/変動金利受取		—	—	—	—	—	—
	変動金利受取/変動金利支払		—	—	—	—	—	—
	その他							
	売建		—	—	—	—	—	—
	買建		(—)	—	—	(—)	—	—
	合計		—	—	—	—	—	—
	合 計				9,145			10,096

(注) 1. 時価の算定方法については、公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。

2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。

3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

4. 金利先物と金利先渡契約の時価は、差金決済額（差損益）を記載しています。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2014年度	2015年度
基礎利益	A	19,160	20,317
キャピタル収益		53,076	78,272
金銭の信託運用益		—	—
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		6,938	3,017
金融派生商品収益		—	34,390
為替差益		45,909	—
その他キャピタル収益		228	40,863
キャピタル費用		50,192	86,072
金銭の信託運用損		—	—
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		1,634	8,555
有価証券評価損		209	610
金融派生商品費用		18,579	—
為替差損		—	56,117
その他キャピタル費用		29,768	20,790
キャピタル損益	B	2,883	△7,800
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	22,044	12,516
臨時収益		73	0
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	—
個別貸倒引当金戻入額		73	0
その他臨時収益		—	—
臨時費用		3,400	3,685
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		3,400	3,685
個別貸倒引当金繰入額		—	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△3,326	△3,684
経常利益	A + B + C	18,717	8,832

（参考）その他キャピタル収益・費用の内訳

	2014年度	2015年度
その他キャピタル収益	228	40,863
責任準備金戻入額等（キャピタル収益該当分）	—	40,389
その他運用収益のうちキャピタル収益該当分、他	228	474
その他キャピタル費用	29,768	20,790
責任準備金繰入額等（キャピタル費用該当分）	29,755	20,790
その他運用費用のうちキャピタル費用該当分、他	12	—

11 会社法による会計監査人の監査について

会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会社法第435条第2項の計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

12 代表者の財務諸表に関する適正性及び内部監査の有効性の確認

当社の代表取締役社長である井本満は、当社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）について、すべての重要な点において適正に表示していることを確認いたしました。

また、当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、機能していることを確認いたしました。

- ①財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていること。
- ②独立した内部監査部門が設置され、内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については経営執行会議等に報告する体制が整備されていること。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

平成28年3月31日現在

有価証券の名称等	発行済株式総数又は残額	概要
普通株式	174,671株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株
第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募）	35億円	他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
第2回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募）	108億円	
第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募）	101億円	
第4回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募）	112億円	
第5回利払繰延条項付無担保永久社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付少数人数私募）	176億円	

第四部【発行者の保証会社の情報】

該当事項はありません。